特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２０５４号
東京都練馬区谷原２丁目12番３号
清算株式会社　株式会社富士商事
代表清算人　矢島　榮一
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の権利変更及び弁済方法
協定債権（以下当該債権者を「協定債権者」という。）については、以下のとおり弁済し、残余については免除を受ける。
⑴　株式会社富士商事（以下「会社」という。）は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定日から３か月以内に、別紙協定案別表の債権額欄記載の債権額の0.0126％の金員を支払う。詳細は、別紙協定案別表記載のとおりである。
⑵　各協定債権者は、会社に対し、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、協定債権全額から弁済額を控除した残額を免除する。
⑶　会社は、１⑴の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を１⑴の債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、１⑵の規定により会社が受けた免除の額は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
2　弁済の方法
⑴　支払の方法
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は協定債権者の負担とする。
⑵　弁済額計算における端数の処理
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　協定債権者の弁済受領不能等
会社は、協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済期日において弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
以上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２１年（再）第４号
仙台市宮城野区港３丁目３番３－２号
再生債務者　塩釜トラック株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　仙台市青葉区片平１丁目５番17号ライオンズマンション片平203　佐久間裕法律事務所　弁護士　三瓶　　淳
平成21年10月29日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再）第２４７号
北海道札幌市東区北四十五条東19丁目２番３号
再生債務者　株式会社石井塗料店
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区銀座６―13―16　銀座ウォールビル９階　橋元綜合法律事務所　弁護士　鈴木　道夫
平成21年10月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２４８号
北海道札幌市北区新琴似２条10丁目３番６号
再生債務者　石井　忠司
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区銀座６―13―16　銀座ウォールビル９階　橋元綜合法律事務所　弁護士　鈴木　道夫
平成21年10月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２５１号
東京都渋谷区代々木１丁目６番15―103号
再生債務者　株式会社ヴェリタス
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区八重洲２－８－７福岡ビル９階　阿部・井窪・片山法律事務所　弁護士　田口　和幸
平成21年10月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１号
香川県観音寺市吉岡町759番地３
再生債務者　有限会社中央塗料
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　香川県丸亀市塩飽町７番地２　県信ビル６階　松浦法律事務所　弁護士　松浦　明治
平成21年10月28日
高松地方裁判所観音寺支部

再生手続開始

平成２１年（再）第２４３号
東京都港区虎ノ門５丁目２番５号　神谷町ＭＴコート804
再生債務者　佐々木りつ子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時15分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月25日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年１月４日から平成22年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２４５号
東京都新宿区北新宿１丁目４番７号
再生債務者　苫小牧緑化開発株式会社
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時45分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月25日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年１月４日から平成22年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２４６号
東京都豊島区巣鴨５丁目14番７号
再生債務者　グラシアス株式会社
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月25日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年１月４日から平成22年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２１年（再）第１５５号
東京都港区芝浦２丁目13番８号
再生債務者　株式会社アプレシオ
特別調査期間　平成21年11月19日から平成21年11月20日まで
平成21年10月27日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第１５５号
東京都港区芝浦２丁目13番８号
再生債務者　株式会社アプレシオ
1　決議に付する再生計画案　平成21年10月２日付け再生債務者提出の再生計画案
2　投票期間　平成21年11月17日まで及び平成21年11月25日午前10時債権者集会期日
3　債権者集会
⑴　期日　平成21年11月25日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成21年10月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２号
兵庫県尼崎市次屋３丁目11番21号
再生債務者　第和工業株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成21年10月20日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成21年12月４日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成21年11月24日
平成21年10月26日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

再生計画認可

平成２１年（再）第４号
千葉県茂原市高師77番地
再生債務者　株式会社増田製作所
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年10月28日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係